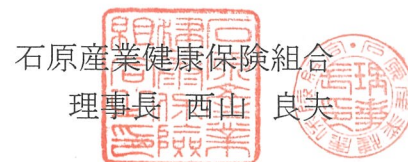


大阪、東京、中研、四日市、小野、福岡、札幌、石原本部、
石原支部、石原テクノ㈱、石原バイオサイエンス㈱、石原鉱産㈱、石原酸素㈱、
石原エンジニアリングパートナーズ㈱

公告 902 号
2026 年 4 月 1 日

被保険者 各位



規約及び規程の改訂に関する件

標題の件、令和 8 年 1 月 30 日に開催された第 178 回組合会で提案し、可決された以下の規約、規程について、東海北陸厚生局長へ改訂の申請を行い、受理されましたので公告いたします。

なお、監査規程における健康保険組合監査報告(通知)書の様式改訂については、令和 7 年度決算に際し、監査報告に使用するものであり、監査実施までに対応する必要があることから、理事長専決処分により当該規程の改訂を行ったものです。

【改訂】

- 規約 第 45 条第 1 項、第 48 条第 3 項、第 49 条第 2 項
・「子ども・子育て支援金制度(以後、同制度という)」開始に伴い、徴収に伴う規約を整備した。
- 会計事務取扱規程 第 3 条第 1 項、第 44 条、第 45 条
・同制度の開始に伴い、会計帳簿の整理及び軽微な文言修正を行った。
- 監査規程 健康保険組合監査報告(通知)書
・自己点検シートの改正に伴う監査規程(別紙)の改訂を行った。

添付資料

- ・変更書(新旧条文対照表)

附則

1. この規約及び規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

以上

規 約 変 更 書

石原産業健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条～第44条 略</p> <p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第45条 一般保険料等額、介護保険料額及び調整保険料額は事業主と被保険者との折半にて負担する。</p> <p>第46条～第47条 略</p> <p>第48条 1～2 略</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1)子ども・子育て支援納付金</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2)還付金</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 <u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金</u>に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>第1条～第44条 略</p> <p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第45条 一般保険料額、介護保険料額及び調整保険料額は事業主と被保険者との折半にて負担する。</p> <p>第46条～第47条 略</p> <p>第48条 1～2 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

会計事務取扱規程 変更書

石原産業健康保険組合の規程の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1～2条 (略)</p> <p>(帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係 (略)</p> <p>財務関係 (略)</p> <p>徴収関係</p> <p>一 <u>一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金算定原簿</u></p> <p>二 <u>一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金月別整理簿</u></p> <p>人事関係 (略)</p>	<p>第1～2条 (略)</p> <p>(帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係 (略)</p> <p>財務関係 (略)</p> <p>徴収関係</p> <p>一 保険料・調整保険料及び介護保険料算定原簿</p> <p>二 保険料・調整保険料及び介護保険料月別整理簿</p> <p>人事関係 (略)</p>
<p>第4～43条 (略)</p> <p>(備品の毀損等届出)</p> <p>第44条 <u>備品</u>を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。</p> <p>(備品の廃棄処分)</p> <p>第45条 毀損その他の事由により<u>備品</u>の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p>	<p>第4～43条 (略)</p> <p>(物品の毀損等届出)</p> <p>第44条 <u>物品</u>を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。</p> <p>(物品の廃棄処分)</p> <p>第45条 毀損その他の事由により<u>物品</u>の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p>
<p>第46～51条 (略)</p>	<p>第46～51条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

監査規程 変 更 書

石原産業健康保険組合の規程の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

新	旧																																										
<p style="text-align: right;">(別紙様式)</p> <p style="text-align: center;">健康保険組合監査報告 (通知) 書</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日</p> <p>石原産業健康保険組合 } 石原産業健康保険組合理事長 } 殿</p> <p style="text-align: right;">監事 選定議員氏名 ” 互選議員氏名</p> <p>令和〇年〇月〇日当組合の本部 (〇〇支部) の監査を実施したところ、その結果は、 下記のとおりであったので、報告 (通知) する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 15%;">評価</th> <th style="width: 25%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 適用に関すること</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 資格確認書の保管・交付・回収</td> <td style="text-align: center;">適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)～(12) (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14～19 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価	摘要	1～12 (略)			13. 適用に関すること			(1)～(3) (略)			(4) 資格確認書の保管・交付・回収	適・否		(5)～(12) (略)			14～19 (略)			<p style="text-align: right;">(別紙様式)</p> <p style="text-align: center;">健康保険組合監査報告 (通知) 書</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日</p> <p>石原産業健康保険組合 } 石原産業健康保険組合理事長 } 殿</p> <p style="text-align: right;">監事 選定議員氏名 ” 互選議員氏名</p> <p>令和〇年〇月〇日当組合の本部 (〇〇支部) の監査を実施したところ、その結果は、 下記のとおりであったので、報告 (通知) する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 15%;">評価</th> <th style="width: 25%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 適用に関すること</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 資格確認書 <u>(令和7年12月1日までは被保 険者証を含む。以下同じ)</u> の保管・交付・回収</td> <td style="text-align: center;">適・否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)～(12) (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14～19 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	評価	摘要	1～12 (略)			13. 適用に関すること			(1)～(3) (略)			(4) 資格確認書 <u>(令和7年12月1日までは被保 険者証を含む。以下同じ)</u> の保管・交付・回収	適・否		(5)～(12) (略)			14～19 (略)		
項目	評価	摘要																																									
1～12 (略)																																											
13. 適用に関すること																																											
(1)～(3) (略)																																											
(4) 資格確認書の保管・交付・回収	適・否																																										
(5)～(12) (略)																																											
14～19 (略)																																											
項目	評価	摘要																																									
1～12 (略)																																											
13. 適用に関すること																																											
(1)～(3) (略)																																											
(4) 資格確認書 <u>(令和7年12月1日までは被保 険者証を含む。以下同じ)</u> の保管・交付・回収	適・否																																										
(5)～(12) (略)																																											
14～19 (略)																																											

附 則

(施行期日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。